

西東京市空き家等の対策の推進に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

近年、空き家等の数は増加を続けており、今後、更に増加が見込まれる中、空き家等対策の強化が急務となっています。こうした状況を踏まえ、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等の除却等の更なる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家等対策を総合的に強化するため、令和5年6月14日に「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」といいます。）が改正され、12月13日に施行されました。

そこで、市の空き家等対策においても、この法の改正趣旨を踏まえ、引き続き適切に管理されていない空き家等をめぐる問題の解決を図るため、「西東京市空き家等の対策の推進に関する条例」を一部改正することとします。

2 条例の一部改正で新たに規定する主な内容

西東京市空き家等の対策の推進に関する条例の一部改正で新たに規定する主な内容は、次のとおりです。

(1) 所有者等に関する情報の利用等 **【法の規定を市条例に再掲】**

市長は、この条例の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長、その他の者に加え、空き家等に工作物を設置している者に対しても、空き家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができることを新たに定めます。

(2) 立入調査等 **【法の規定を市条例に再掲】**

市長は、法の規定により、必要な限度において、空き家等又は管理不全空き家等の所有者等に対し、当該空き家等又は管理不全空き家等に関する事項に関し報告させることができることを新たに定めます。

(3) 管理不全空き家等の認定 **【法の規定を市条例に再掲】**

市長は、空き家等に対する助言又は指導をしてもなお、当該空き家等が適切な管理がされないときは、市長が別に定める基準に則り、管理不全空き家等に認定することができることを新たに定めます。

(4) 管理不全空き家等の指導 **【法の規定を市条例に再掲】**

市長は、法の規定により、当該管理不全空き家等が特定空き家等とならないように、当該所有者等に対し必要な措置を取るよう指導することができることを新たに定めます。

(5) 管理不全空き家等の勧告 **【法の規定を市条例に再掲】** (※協議会へ事前に諮問)

市長は、指導をした場合において、なお当該管理不全空き家等の状態が改善されず、そのまま放置すれば特定空き家等に該当することとなるおそれ大きいと認めるときは、法の規定により、当該指導の対象となった所有者等に対し、修繕、立木竹の伐採その他の当該管理不全空き家等が特定空き家等に該当することとなることを防止するために必要な具体的な措置について勧告することができることを新たに定めます。

※ 勧告を受けると、固定資産税等の住宅用地特例による減免の適用が除外され、税額が高くなる可能性があることから、あらかじめ所有者等に意見を述べる機会を設けます。

(6) 代執行等 **【法の規定を市条例に再掲】** (※協議会へ事後報告)

市長は、災害その他非常の場合において、特定空き家等が保安上著しく危険な状態にある等当該特定空き家等に関し緊急に除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとる必要があると認めるときで、条例の規定により当該措置を命ずるいとまがないときは、当該特定空き家等に係る命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又は措置実施者に行わせることができることを新たに定めます。

また、市長は、費用の徴収について、行政代執行法の規定を準用し、所有者等から徴収することができることを新たに定めます。

(7) 空家等管理活用支援法人の指定等 **【法の規定を市条例に再掲】**

市長は、空家等管理活用支援法人の指定等について、市長が別に定める基準によって判断するものとするを新たに定めます。

3 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月	西東京市空き家等の対策の推進に関する条例改正案を議会に上程
令和6年3月	議決後、条例公布予定
令和6年7月	条例施行予定